広島県告示第二百三十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十三年三月二十二日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　急傾斜地崩壊危険区域の名称

北立花地区（追加）

二　急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和五十六年一月九日広島県告示第十三号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

ただし、標柱一号は告示で指定した土地に存する標柱五号と同一とし、標柱二号は告示で指定した土地に存する標柱六号と七号を結んだ線上に存するものとする。

郡市・区	町村	大字	字	地番	標柱番号
呉市	豊浜町	大浜	北立花	七四番一	標柱一号
				四一番	標柱二号
				甲四三番	標柱三号
				八三番一	標柱四号
				八一番地先里道敷	標柱五号